

P T A 会 則



府中市立府中第三中学校 P T A
〒183-0027 府中市本町 4-16-10
Tel:042-361-9303
Fax:042-334-0893

府中市立府中第三中学校 PTA 会則

(第1章 名称)

第1条 この会は府中市立府中第三中学校 PTA（略称三中 PTA）と称し、所在地を同校内に置く。

(第2章 目的及び活動)

第2条 この会は保護者と教職員が協力して教育の充実向上と生徒の福祉の増進を目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達するため次の活動をする。

- 1 よい保護者、よい教職員となるよう努めること。
- 2 生徒の学業・訓育・保健・厚生について援助奨励すること。
- 3 生徒の校外生活の健全化に関すること。
- 4 教職員の教育上の研究を奨励すること。
- 5 会員の親睦をはかり教養を高めること。
- 6 会員の慶弔に関すること。
- 7 その他、この会の目的を達成するために必要と認められた活動をする。

- 但し
- 1 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利だけを目的とする事業は行わない。
 - 2 この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - 3 学校の運営、教職員の人事には干渉しない。

(第3章 会員)

第4条 この会の会員は、本校の生徒の父母（保護者）と本校の教員とする。

第5条 会員は会費を納めるものとする。

第6条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

(第4章 集会)

第7条 この会の集会は次の通りとする。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 企画委員会
- 4 理事会
- 5 各部会

第8条 総会はこの会の最高機関であって重要な事項を出席者の過半数で議決する。なお、欠席者は会長に一任するものとみなす。

第9条 総会は毎年1回定例とし、必要に応じて随時これを開くことができる。総会は会長が招集し、議長はその都度別に選出する。

第10条 定例総会は、原則として4月に開き、次のことを行なう。

- 1 前年度決算及び事業報告の承認
- 2 本年度の事業計画及び予算の審議決定
- 3 役員の変更
- 4 その他必要な事項の審議決定

第11条 役員会は、会長、副会長、書記、会計によって構成される。

第12条 企画委員会は会長が招集し、議長は会長が兼任する。
企画委員会は役員（会長・副会長・書記・会計）と各部長によって構成される。
企画委員会は必要に応じて随時これを開き次のことを行なう。

- 1 各部の連絡及び調整
- 2 理事会に提出される議案の作成
- 3 渉外に関すること
- 4 その他この会の一般事務

第13条 理事会は必要に応じて会長が招集し、議長は会長が兼任する。
理事会は企画会からの議案を審議し常務を執行する。

第14条 部会は部長が必要に応じて招集し、議長は部長が兼任する。
副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

（第5章 組織）

第15条 この会に次の部を置く。

- 1 学年部
- 2 文化部
- 3 広報部
- 4 地域活動部

第16条 各部の任務は次のとおりとする。

- 1 学年部 学年・学級の活動の推進および学年・学級間の連絡調整。
- 2 文化部 講演会・講習その他会員の文化・スポーツ活動に関する事業。
- 3 広報部 PTA新聞の編集発行に関する事業。
- 4 地域活動部 生徒の校外生活の健全化及び環境浄化に関する事業。

（第6章 役員・会計監査・理事）

第17条 この会に次の役員・会計監査・理事を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名 (P2名 T1名)
- 3 書記 3名 (P2名 T1名)
- 4 会計 3名 (P2名 T1名)
- 5 会計監査 2名 (P2名)
- 6 理事

第18条 役員・会計監査・理事の選出の方法は次のとおりとする。

- 1 会長・副会長・書記・会計ならびに会計監査は、PTA会員全員に推薦用紙を配布し、役員選考委員会で話し合いの上候補者を選出し、総会で承認を得る。もしくは本部役員説明会を開催し、協議した結果を総会で承認を得る。副会長のうち1名は副校長をもってこれにあてる。
- 2 理事は原則として、各学級より2～3名を選出する。
- 3 地域活動部は、各地区から1名を選出する。（内、8名は青少対委員を兼任する）
- 4 学校側の理事は若干名とする。

第19条 役員の任期は1年とする。但し任期満了後の後任者の選出されるまでひきつづき業務をとり行なうものとする。役員の再任は制限しない。

第20条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会長・副会長・書記・会計は理事を兼ねない。

- 4 書記は総会・理事会等この会の活動に関する重要事項を記録し、書類を保管し、またこの会の庶務を行なう。
- 5 会計は会の会計を処理する。
- 6 会計監査は会計を監査する。
- 7 理事は理事会をつくり、また各学年、文化、広報、地域活動部に分かれ、第16条に定められた事業を分担する。

第21条 各部の役員は次のとおりとし、理事の互選による。

- | | | |
|---|-----|------|
| 1 | 部長 | P 1名 |
| 2 | 副部長 | P 1名 |
| 3 | 書記 | P 1名 |
| 4 | 会計 | P 1名 |
| 5 | 教職員 | 1名 |

(第7章 会計)

第22条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金およびその他の収入によって支弁される。

会費は保険料と併せて年額1,500円とする。

2学期より転入された方は1,000円、3学期より転入された方は500円の会費とする。

第23条 この会の会計は総会において議決された予算にもとづいて行われる。

第24条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第25条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり3月31日に終わる。

昭和36年4月26日 制定

昭和47年6月 一部改定

昭和49年4月 一部改定

昭和53年4月 一部改定

昭和58年4月 一部改定

昭和61年2月 一部改定

平成2年4月 一部改定

平成4年4月 一部改定

平成15年4月 一部改定

平成17年4月 一部改定

※ (第7章 会計)第22条

※ (第5章 組織)第15条1、第16条1

(第6章 役員・会計監査・理事)第17条5・6、第18条1・2

※ (第6章 役員・会計監査・理事)第18条3

※ (第7章 会計)第22条

※ (第6章 役員・会計監査・理事)第18条3

※ (第1章 名称)第1条

※ (第4章 集会)第13条

※ (第7章 会計)第22条

※ (第6章 役員・会計監査・理事)第18条2・3

令和元年5月 一部改定

令和4年5月 一部改正

令和7年4月 一部改定

※ (第2章 目的及び活動)第2条、第3条1

(第5章 組織)第15条4、第16条4

(第6章 役員・会計監査・理事)第18条3、第20条7、第21条5

(第7章 会計)第22条

細 則

第1条 この会の会員及び本校生徒の死去に対しては弔慰金をおくる。

第2条 この会は、次の各項の何れかに該当する者に対し、理事会の承認を得て見舞金をおくる。

- 1 教職にある会員が継続して1ヶ月以上病欠した場合。
- 2 本校の生徒で登下校の際に不慮の災害にあった場合。
- 3 会員が不慮の災害にあった場合。

- 第3条 本校の教職にある会員が、退職または転任する場合は、餞別及び感謝状をおくる。
- 第4条 本校の教職にある会員の一親等の血族・配偶者が死去したとき、あるいは職員の結婚の場合は弔慰金若しくはお祝い金をおくる。
- 第5条 この会の役員（会長・副会長・書記・会計・部長）が退任した場合は理事会の承認を得て、感謝状をおくる。
- 第6条 その他理事会で必要と認めた場合、慶弔及び表彰をおくることができる。
- 第7条 この会に顧問若干名をおくことができる。
- 第8条 役員選考委員会は、退会する役員及び現理事若干名と副校長で構成する。

付 則

本会の運営に必要なものについては、役員会において別に細則を定め、総会で承認する。

昭和36年4月26日	制定
昭和48年3月	一部改定
昭和50年4月30日	一部改定
昭和58年4月	一部改定
昭和61年2月	一部改定
平成17年4月	一部改定

昭和36年 4月26日 設立

最新改定日 令和7年 4月
府中市立府中第三中学校 P T A